
一般社団法人 生命保険協会

登録センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

新国際ビル3階

☎(03)3217-1065

本制度に参加している生命保険会社につきましては、生命保険協会ホームページの「加盟会社」をご参照ください。

生命保険協会ホームページアドレス

<http://www.seiho.or.jp/>

(会社使用欄)

医療保障保険 契約内容登録制度 のご案内

医療保障保険 契約内容登録制度 について

医療保障保険(団体型・個人型)には、他の保険契約にはない制度として、健康保険の自己負担分に対する治療給付金の支払があります。このため、(一社)生命保険協会および同協会加盟の各生命保険会社では、この治療給付金の重複受給の発生等により、健康保険制度の健全な運営を損なうことがないように管理し、治療給付金および入院給付金の支払が正しく確実に行われるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」を設けております。

この制度では、医療保障保険(団体型・個人型)のご契約の際、次の登録内容が生命保険協会の「登録センター」に登録されます。各生命保険会社は、医療保障保険(団体型・個人型)のお申込みを受けた際に、この登録された内容をお引受けの参考とさせていただきます。

なお、この制度に基づき登録される情報については、当該情報を登録する各生命保険会社が管理責任を負います。

登録される内容は次のとおりです

- 1 被保険者の氏名、生年月日および性別
- 2 保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- 3 治療給付率
- 4 入院給付金日額
- 5 保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- 6 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡まで)
- 7 契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

登録および利用の期間

登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

生命保険会社がお引受けできなかったときは、登録内容は消去されます。

秘密の保持について

次のような運営を図ることによって、登録内容の秘密保持につとめております。

- 登録内容を利用できるのは、生命保険協会に加盟している生命保険会社のみに限定しています。
- 登録内容は、ご契約のお引受けの参考とする以外の目的に利用することはありません。
- 登録内容を他に公開することはありません。

登録内容に関する開示のご請求

登録内容については、お申しいただいた生命保険会社または生命保険協会に開示の請求をすることができます。

- 開示の請求をすることができる方は、契約者または被保険者の方に限ります。
これ以外の方からのご請求にはお答えできません。お申出の際は、ご本人であることを証明できるもの(本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等))をご持参ください。
- 開示の請求をされる場合は、お申しいただいた生命保険会社または生命保険協会に備え付けの「お申出書」によりお申出ください。後日、書面により、お申出人に直接ご回答いたします。
- 登録内容の開示のご請求については、お申出を受けた生命保険会社から手数料を請求させていただきますことがあります。

登録内容の訂正等

万一、登録内容が事実と相違している場合には、お申しいただいた生命保険会社または生命保険協会にお申出ください。

事実確認のうえ訂正等が必要な場合は、速やかに対応し、後日、書面によりお申出人に直接、訂正に関するご報告をいたします。

また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して個人情報が取扱われている場合は、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。